

令和 5 年 度

(2023年度)

金沢市議会 12月定例会議会議案

(その2)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第38号	令和5年度金沢市一般会計補正予算（第5号）	1
議案第39号	令和5年度金沢市介護保険費特別会計補正予算（第1号）	6
議案第40号	令和5年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第1号）	8
議案第41号	令和5年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	9
議案第42号	金沢市公告式条例の一部改正について	10
議案第43号	特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	12
議案第44号	職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	16
議案第45号	金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について	38
議案第46号	金沢市地方競馬実施条例の一部改正について	41
議案第47号	金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	42
議案第48号	金沢市国民健康保険条例の一部改正について	43
議案第49号	金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正に ついて	48
議案第50号	金沢市都市像の策定について	52
議案第51号	工事請負契約の締結について（大浦千木町線千田高架橋新設工事（海側上部工））	59
議案第52号	財産の取得について（金沢市西部共同調理場学校給食用洗浄システム機器）	60
議案第53号	財産の取得について（教育・福祉施設用地）	61
議案第54号	町及び字の区域の変更について（末町）	62
議案第55号	市道の路線認定について	63
議案第56号	河川の指定に関する意見について	64
報告第31号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	65

議案第38号

令和5年度金沢市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度金沢市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,325,974千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196,643,828千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		千円 41,992,717	千円 1,594,869	千円 43,587,586
	1. 国庫負担金	26,936,761	618,000	27,554,761
	2. 国庫補助金	14,959,701	976,869	15,936,570
17. 県支出金		14,003,322	210,709	14,214,031
	1. 県負担金	9,996,748	195,475	10,192,223
	2. 県補助金	3,127,229	15,234	3,142,463
20. 繰入金		4,027,918	2,600	4,030,518
	2. 基金繰入金	2,888,238	2,600	2,890,838
21. 繰越金		920,627	2,459,196	3,379,823
	1. 繰越金	920,627	2,459,196	3,379,823
22. 諸収入		4,568,033	14,400	4,582,433
	5. 雑入	3,907,632	14,400	3,922,032
23. 市債		9,431,700	44,200	9,475,900
	1. 市債	9,431,700	44,200	9,475,900
歳入合計		192,317,854	4,325,974	196,643,828

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		889,334 ^{千円}	6,487 ^{千円}	895,821 ^{千円}
	1. 議会費	889,334	6,487	895,821
2. 総務費		13,953,137	301,567	14,254,704
	1. 総務管理費	10,671,805	242,747	10,914,552
	2. 徴税費	1,670,684	3,632	1,674,316
	3. 戸籍住民基本台帳費	1,215,829	50,157	1,265,986
	5. 統計調査費	61,619	1,083	62,702
	6. 監査委員費	96,144	3,948	100,092
3. 民生費		80,808,109	1,978,427	82,786,536
	1. 社会福祉費	22,218,560	939,490	23,158,050
	2. 老人福祉費	15,559,308	108,513	15,667,821
	3. 児童福祉費	35,004,903	755,665	35,760,568
	4. 生活保護費	8,022,338	174,759	8,197,097
4. 衛生費		19,675,559	284,340	19,959,899
	1. 保健衛生費	12,292,058	123,072	12,415,130
	2. 環境衛生費	1,697,754	15,994	1,713,748
	3. 清掃費	5,685,747	145,274	5,831,021
6. 農林水産業費		3,220,919	34,499	3,255,418
	1. 農業費	2,297,468	26,254	2,323,722
	2. 林業費	883,755	8,245	892,000

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商 工 費		5,005,060 ^{千円}	667,680 ^{千円}	5,672,740 ^{千円}
	1. 商 工 費	5,005,060	667,680	5,672,740
8. 土 木 費		19,793,221	614,911	20,408,132
	1. 土 木 管 理 費	808,628	23,261	831,889
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	5,143,006	313,391	5,456,397
	3. 河 川 費	1,210,692	38,238	1,248,930
	5. 都 市 計 画 費	10,797,542	217,882	11,015,424
	6. 住 宅 費	1,077,955	22,139	1,100,094
9. 消 防 費		4,862,778	123,871	4,986,649
	1. 消 防 費	4,862,778	123,871	4,986,649
10. 教 育 費		23,884,413	310,898	24,195,311
	1. 教 育 総 務 費	2,791,895	43,181	2,835,076
	2. 小 学 校 費	3,789,772	17,377	3,807,149
	3. 中 学 校 費	1,927,235	23,309	1,950,544
	4. 高 等 学 校 費	824,531	11,193	835,724
	6. 社 会 教 育 費	6,085,189	126,142	6,211,331
	7. 保 健 体 育 費	6,934,864	89,696	7,024,560
11. 災 害 復 旧 費		743,575	3,294	746,869
	1. 災 害 復 旧 費	743,575	3,294	746,869
歳 出 合 計		192,317,854	4,325,974	196,643,828

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
3. 民生費			千円	千円
				63,900
	2. 老人福祉費	老人施設福祉事業		8,900
	3. 児童福祉費	保育所事業		55,000
4. 衛生費				72,400
	2. 環境衛生費	環境保全事業		72,400
6. 農林水産業費				1,000
	1. 農業費	農地事業		1,000
7. 商工費				624,800
	1. 商工費			624,800
		商工総務事業		154,800
		商業振興事業		470,000
10. 教育費			234,600	373,600
	7. 保健体育費	学校給食事業	86,900	225,900

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
公共事業等	千円 2,617,700	千円 2,661,000
防災対策事業	167,900	168,800
合計	9,431,700	9,475,900

議案第39号

令和5年度金沢市介護保険費特別会計補正予算（第1号）

令和5年度金沢市の介護保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,173,136千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		9,137,551 ^{千円}	7,500 ^{千円}	9,145,051 ^{千円}
	2. 国庫補助金	1,939,954	7,500	1,947,454
6. 繰入金		6,400,416	7,500	6,407,916
	1. 一般会計繰入金	5,963,340	7,500	5,970,840
歳入合計		41,158,136	15,000	41,173,136

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		333,484 ^{千円}	15,000 ^{千円}	348,484 ^{千円}
	1. 総務管理費	333,484	15,000	348,484
歳出合計		41,158,136	15,000	41,173,136

議案第40号

令和5年度金沢市水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度金沢市の水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度金沢市の水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 事業費用	8,673,257千円	69,412千円	8,742,669千円
第1項 営業費用	8,420,344千円	69,412千円	8,489,756千円
外に当年度予定利益	783,484千円	△ 69,412千円	714,072千円
合 計	9,456,741千円	0千円	9,456,741千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,307,584千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,309,590千円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,598,724千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,600,730千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
外に当年度分損益勘定留保資金	1,598,724千円	2,006千円	1,600,730千円
合 計	5,928,381千円	2,006千円	5,930,387千円
	支	出	
第2款 資本的支出	5,928,381千円	2,006千円	5,930,387千円
第1項 建設改良費	5,244,990千円	2,006千円	5,246,996千円
合 計	5,928,381千円	2,006千円	5,930,387千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,074,282千円	41,418千円	1,115,700千円

令和5年12月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第41号

令和5年度金沢市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度金沢市の下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度金沢市の下水道事業特別会計の予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 事業費用	16,378,409千円	32,792千円	16,411,201千円
第1項 営業費用	14,478,328千円	32,792千円	14,511,120千円
外に当年度予定利益	805,127千円	△ 32,792千円	772,335千円
合 計	17,183,536千円	0千円	17,183,536千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,257,846千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,260,786千円」に、「過年度分損益勘定留保資金134,062千円」を「過年度分損益勘定留保資金137,002千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
外に過年度分損益勘定留保資金	134,062千円	2,940千円	137,002千円
合 計	15,787,026千円	2,940千円	15,789,966千円
	支	出	
第2款 資本的支出	15,787,026千円	2,940千円	15,789,966千円
第1項 建設改良費	6,103,648千円	2,940千円	6,106,588千円
合 計	15,787,026千円	2,940千円	15,789,966千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	741,279千円	35,732千円	777,011千円

令和5年12月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第42号

金沢市公告式条例の一部改正について

金沢市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市公告式条例の一部を改正する条例

金沢市公告式条例（昭和25年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（規則の公布）

第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、規則について準用する。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（規程の公表）」を付し、同条第1項中「記入して市長印を押さなければ」を「記入しなければ」に改め、同条第2項中「規定にこれを」を「規程について」に改める。

第5条に見出しとして「（その他の規則及び規程の公表）」を付し、同条第1項中「第2条の」を「第2条第2項及び第3条第1項の」に改め、「ものに」の次に「ついて」を加え、同項ただし書中「ただし、第2条中「市長」を「この場合において、同項中「市長名」に、「機関又は」を「機関名又は」に改め、「者」の次に「の氏名」を加え、同条第2項中「第4条」を「第2条第2項及び第4条第1項」に、「これを」を「ついて」に改め、同項ただし書中「ただし、同条第1項」を「この場合において、同項」に、「「当該機関名」、「市長印」とあるのは「当該機関印」を「、「当該機関名」に改める。

第6条に見出しとして「（規則又は規程の施行期日）」を付し、同条中「規程若しくは規則」を「規則若しくは規程」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

提案の趣旨

事務の効率化及び行政文書の電子的管理に資するため、規則の公布に係る長の署名の廃止等を行う。

議案第43号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第 2 条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第 4 条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第 5 条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第8条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第10条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「308,800円」を「309,200円」に改め、同条第6項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第12条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。ただし、同条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条第4項の規定は、同年4月1日から適用する。

(期末手当等の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定、第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定及び第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正前の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当並びに第11条の規定による改正前の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当及び期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の規定及び第9条の規定による改正後の金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当並びに第11条の規定による改正後の金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定による初任給調整手

当及び期末手当の内払とみなす。

提案の趣旨

国家公務員の例に準じて、特別職の職員の期末手当の支給割合及び病院事業管理者の初任給調整手当の上限額を改める。

議案第44号

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等
対策派遣手当」に改める。

第10条の3第1項第1号中「308,800円」を「309,200円」に改め、同項第2号中
「50,800円」を「51,100円」に改め、同項第3号中「50,000円」を「50,300円」に改め
る。

第21条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分
の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を
「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の
60」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100
分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」
を「100分の60」に改める。

第23条の4の3の見出しを「（特定新型インフルエンザ等対策派遣手当）」に改め、
同条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ
等対策派遣手当」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエ
ンザ等対策」に改め、同条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特

定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第27条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	162,500	208,500	241,500	272,300	296,100	323,900	366,400	411,300	461,000
	2	163,600	210,200	243,000	273,900	298,200	326,100	369,000	413,700	464,100
	3	164,800	211,900	244,400	275,400	300,200	328,300	371,400	416,200	467,100
	4	165,900	213,400	245,800	277,000	302,100	330,300	373,800	418,600	470,100
	5	167,000	214,900	247,000	278,500	303,900	332,300	375,700	420,500	473,100
	6	168,100	216,700	248,600	280,200	305,700	334,300	378,200	422,600	476,100
	7	169,200	218,400	250,100	282,000	307,300	336,200	380,500	424,700	479,100
	8	170,300	220,100	251,500	283,800	308,900	338,100	383,000	426,900	482,300
	9	171,300	221,600	252,600	285,500	310,500	340,000	385,400	428,800	485,000
	10	172,700	223,100	254,000	287,400	312,700	342,000	388,000	430,900	488,100
	11	174,000	224,600	255,500	289,200	315,000	344,000	390,600	433,000	491,100
	12	175,300	226,100	256,800	291,000	317,000	346,000	393,200	434,900	494,200
	13	176,500	227,300	258,100	292,800	319,000	347,800	395,500	436,600	496,900
	14	178,000	228,700	259,300	294,400	321,000	349,800	397,900	438,400	499,200
	15	179,500	230,200	260,500	295,800	322,900	351,700	400,100	440,400	501,500
	16	181,100	231,600	261,700	297,200	324,800	353,600	402,400	442,300	503,800
	17	182,200	233,000	262,900	298,700	326,700	355,400	404,200	444,100	505,800
	18	183,600	234,600	264,200	300,700	328,700	357,400	406,100	445,900	507,200
	19	185,000	236,100	265,500	302,700	330,600	359,200	408,000	447,700	508,700
	20	186,400	237,500	266,800	304,500	332,500	361,100	409,800	449,400	510,100
	21	187,700	238,700	268,200	306,200	334,200	363,000	411,600	451,200	511,300
	22	190,100	240,300	269,700	308,100	336,200	364,900	413,400	452,700	512,700
	23	192,300	241,800	271,300	310,000	338,200	366,800	415,200	454,100	514,200
	24	194,500	243,200	272,900	311,800	340,100	368,700	417,000	455,600	515,700
	25	196,700	244,200	274,500	313,600	341,500	370,600	418,600	457,000	516,800
	26	198,400	245,700	276,200	315,600	343,400	372,500	420,100	458,300	517,900
	27	199,900	247,000	277,800	317,600	345,300	374,400	421,600	459,600	519,100
	28	201,400	248,200	279,400	319,500	347,200	376,300	423,100	460,800	520,300
	29	202,900	249,300	281,000	321,200	348,800	377,800	424,600	461,800	521,300
	30	204,300	250,300	282,500	323,200	350,700	379,600	425,900	462,500	522,300
	31	205,700	251,200	284,000	325,200	352,500	381,400	427,200	463,300	523,200
	32	207,100	252,100	285,500	327,200	354,300	383,000	428,400	464,000	524,100
	33	208,500	253,000	286,600	328,400	356,200	384,700	429,600	464,700	524,900
	34	209,800	253,900	288,200	330,400	358,000	386,100	430,900	465,500	525,800
	35	211,100	254,700	289,700	332,300	359,700	387,500	432,200	466,200	526,500

	36	212, 400	255, 500	291, 200	334, 300	361, 400	388, 900	433, 400	466, 800	527, 000
	37	213, 700	256, 200	292, 600	336, 200	362, 800	390, 300	434, 600	467, 300	527, 700
	38	214, 900	257, 300	294, 200	338, 100	364, 100	391, 500	435, 400	467, 900	528, 300
	39	216, 100	258, 500	295, 800	340, 000	365, 400	392, 700	436, 200	468, 500	529, 100
	40	217, 200	259, 600	297, 400	341, 900	366, 800	393, 700	437, 000	469, 100	529, 700
	41	218, 300	260, 800	298, 900	343, 700	367, 900	394, 800	437, 600	469, 600	530, 200
	42	219, 400	262, 000	300, 500	345, 600	368, 800	396, 000	438, 300	470, 100	
	43	220, 400	263, 100	302, 000	347, 400	369, 800	397, 200	439, 100	470, 500	
	44	221, 400	264, 200	303, 500	349, 200	370, 900	398, 300	439, 800	470, 800	
	45	222, 300	265, 300	305, 100	350, 700	371, 700	399, 000	440, 600	471, 100	
	46	223, 200	266, 400	306, 700	352, 100	372, 600	399, 700	441, 400		
	47	224, 100	267, 500	308, 300	353, 500	373, 500	400, 400	441, 800		
	48	225, 000	268, 500	309, 800	355, 100	374, 300	401, 100	442, 500		
	49	225, 900	269, 500	310, 700	356, 600	375, 100	401, 700	443, 000		
	50	226, 800	270, 500	312, 200	357, 400	375, 900	402, 300	443, 400		
	51	227, 700	271, 600	313, 800	358, 400	376, 700	402, 800	443, 800		
	52	228, 600	272, 500	315, 400	359, 400	377, 400	403, 200	444, 200		
	53	229, 400	273, 400	317, 000	360, 300	378, 100	403, 600	444, 600		
	54	230, 400	274, 300	318, 600	361, 400	378, 800	403, 900	445, 000		
	55	231, 300	275, 200	320, 100	362, 300	379, 500	404, 200	445, 400		
	56	232, 100	276, 100	321, 600	363, 300	380, 200	404, 500	445, 700		
	57	232, 400	277, 000	323, 000	364, 200	380, 700	404, 800	446, 000		
	58	233, 200	277, 900	324, 200	364, 900	381, 300	405, 100	446, 400		
	59	233, 900	278, 800	325, 300	365, 600	381, 900	405, 400	446, 700		
	60	234, 500	279, 700	326, 400	366, 200	382, 600	405, 700	447, 000		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	235, 100	280, 700	327, 100	366, 600	383, 000	406, 000	447, 300		
	62	235, 800	281, 700	328, 000	367, 200	383, 700	406, 300			
	63	236, 400	282, 600	328, 800	367, 900	384, 300	406, 600			
	64	236, 900	283, 500	329, 600	368, 600	384, 900	406, 900			
	65	237, 400	284, 000	330, 400	368, 900	385, 300	407, 200			
	66	237, 900	284, 700	330, 800	369, 600	385, 900	407, 500			
	67	238, 400	285, 400	331, 400	370, 300	386, 500	407, 800			
	68	239, 000	286, 300	332, 100	370, 900	387, 100	408, 100			
	69	239, 500	287, 300	332, 900	371, 200	387, 500	408, 300			
	70	240, 000	288, 100	333, 600	371, 800	388, 000	408, 600			
	71	240, 500	288, 900	334, 300	372, 500	388, 500	408, 900			
	72	241, 000	289, 700	334, 900	373, 100	389, 100	409, 100			
	73	241, 500	290, 400	335, 400	373, 400	389, 400	409, 300			
	74	242, 000	290, 900	336, 000	374, 000	389, 800	409, 600			
	75	242, 400	291, 300	336, 500	374, 700	390, 200	409, 900			
	76	242, 900	291, 700	337, 100	375, 300	390, 600	410, 100			
	77	243, 400	291, 900	337, 400	375, 700	390, 900	410, 300			
	78	243, 900	292, 200	337, 900	376, 200	391, 200	410, 600			
	79	244, 400	292, 400	338, 300	376, 800	391, 500	410, 900			
	80	244, 900	292, 700	338, 700	377, 300	391, 700	411, 100			
	81	245, 300	292, 900	339, 100	377, 800	391, 900	411, 300			
	82	245, 800	293, 100	339, 600	378, 400	392, 200	411, 600			
	83	246, 200	293, 400	340, 100	378, 900	392, 500	411, 900			

	84	246, 600	293, 600	340, 600	379, 200	392, 700	412, 100			
	85	247, 000	293, 900	340, 900	379, 600	392, 900	412, 300			
	86	247, 400	294, 200	341, 300	380, 100	393, 200				
	87	247, 800	294, 500	341, 800	380, 500	393, 500				
	88	248, 200	294, 800	342, 200	380, 900	393, 700				
	89	248, 600	295, 100	342, 500	381, 300	393, 900				
	90	249, 100	295, 500	342, 900	381, 800	394, 200				
	91	249, 400	295, 800	343, 400	382, 200	394, 500				
	92	249, 700	296, 200	343, 800	382, 600	394, 700				
	93	250, 000	296, 400	344, 000	382, 900	394, 900				
	94		296, 600	344, 400						
	95		296, 900	344, 900						
	96		297, 300	345, 300						
	97		297, 500	345, 500						
	98		297, 800	345, 900						
	99		298, 200	346, 300						
	100		298, 600	346, 600						
	101		298, 800	346, 900						
	102		299, 100	347, 300						
	103		299, 500	347, 700						
	104		299, 800	348, 100						
	105		300, 000	348, 600						
	106		300, 300	349, 000						
	107		300, 700	349, 400						
	108		301, 000	349, 800						
	109		301, 200	350, 300						
	110		301, 600	350, 700						
	111		302, 000	351, 000						
	112		302, 300	351, 300						
	113		302, 500	351, 800						
	114		302, 700							
	115		303, 000							
	116		303, 400							
	117		303, 600							
	118		303, 800							
	119		304, 100							
	120		304, 400							
	121		304, 800							
	122		305, 000							
	123		305, 300							
	124		305, 600							
	125		305, 900							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		189, 200	216, 700	256, 800	276, 300	291, 400	317, 000	358, 900	392, 100	443, 500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第27条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,600	220,200	275,600	338,400	419,700
	2	179,100	221,900	277,900	340,400	421,500
	3	180,700	223,400	280,200	342,400	423,300
	4	182,200	224,900	282,300	344,400	424,900
	5	183,800	226,600	284,500	346,400	426,400
	6	185,700	227,900	286,700	348,000	427,900
	7	187,500	229,100	288,900	349,600	429,700
	8	189,500	230,500	291,000	351,100	431,500
	9	191,200	232,200	293,100	352,600	433,200
	10	193,300	233,900	295,400	354,600	435,000
	11	195,300	235,600	297,700	356,700	436,900
	12	197,300	237,200	299,800	358,600	438,800
	13	199,300	238,700	302,000	360,500	440,500
	14	201,400	240,700	303,800	362,400	442,400
	15	203,500	242,600	305,600	364,200	444,200
	16	205,600	244,500	307,300	365,800	446,100
	17	207,800	246,200	308,900	367,400	447,800
	18	209,900	248,600	311,100	369,200	449,600
	19	212,100	251,000	313,300	371,000	451,400
	20	214,000	253,400	315,600	372,800	453,200
	21	216,200	255,800	317,600	374,400	454,800
	22	217,800	258,200	319,800	376,300	456,500
	23	219,300	260,500	322,000	378,000	458,400
	24	220,800	262,700	324,300	379,700	460,100
	25	222,300	264,900	326,500	381,000	461,800
	26	223,500	267,100	328,700	382,800	463,400
	27	224,700	269,500	330,800	384,600	465,000
	28	226,000	271,700	332,800	386,500	466,500
	29	227,300	274,000	334,800	388,300	468,000
	30	228,800	276,300	336,200	390,100	469,300
	31	230,500	278,500	337,600	392,000	470,600
	32	231,900	280,600	339,200	393,900	471,900
	33	233,300	282,700	340,700	395,500	473,100
	34	235,000	284,900	342,700	397,300	473,800
	35	236,800	287,000	344,800	398,900	474,500
	36	238,300	288,900	346,600	400,600	475,200
	37	239,700	291,000	348,500	401,800	475,800
	38	241,200	292,700	350,400	403,200	
	39	242,700	294,500	352,300	404,600	
	40	244,200	296,200	354,200	406,000	
	41	245,600	297,500	356,200	407,600	
	42	246,900	299,500	358,100	409,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	43	248,100	301,400	360,000	410,300
	44	249,200	303,400	361,900	411,700
	45	250,300	305,400	363,700	413,100
	46	251,500	307,500	365,600	414,400
	47	252,700	309,700	367,500	415,900
	48	253,700	311,900	369,400	417,400
	49	254,800	314,100	371,000	419,000
	50	256,100	316,400	372,800	420,400
	51	257,300	318,600	374,700	422,000
	52	258,600	320,700	376,700	423,500
	53	259,700	322,800	378,500	425,200
	54	260,900	324,300	380,300	426,700
	55	262,200	325,800	382,000	428,300
	56	263,200	327,300	383,600	429,900
	57	264,300	329,000	385,100	431,400
	58	265,000	331,000	386,700	432,900
	59	266,000	333,000	388,300	434,100
	60	267,000	334,900	389,900	435,300
	61	267,900	336,700	391,100	436,500
	62	268,700	338,700	392,500	437,800
	63	269,500	340,700	393,900	439,200
	64	270,300	342,600	395,200	440,400
	65	271,400	344,300	396,400	441,600
	66	272,800	346,300	397,700	442,800
	67	274,100	348,300	399,000	444,000
	68	275,400	350,300	400,300	445,200
	69	276,600	352,100	401,600	446,400
	70	277,800	354,000	402,900	447,600
	71	279,000	356,000	404,300	448,800
	72	280,200	357,900	405,500	450,000
	73	281,200	359,500	406,700	451,100
	74	282,200	361,400	408,100	451,700
	75	283,200	363,200	409,500	452,200
	76	284,100	365,100	410,800	452,700
	77	285,000	366,900	412,000	453,200
	78	285,900	368,600	413,200	
	79	286,800	370,200	414,500	
	80	287,700	371,800	415,900	
	81	288,500	373,200	417,200	
	82	289,600	374,700	418,400	
	83	290,600	376,100	419,400	
	84	291,600	377,400	420,600	
	85	292,600	378,500	421,800	
	86	293,600	379,900	423,000	
	87	294,600	381,300	424,200	
	88	295,600	382,600	425,200	
	89	296,700	383,800	426,300	
	90	297,800	385,100	427,300	
	91	298,900	386,200	428,300	
	92	299,900	387,400	429,300	
	93	300,400	388,600	430,200	

94	301,400	389,700	431,000
95	302,500	390,900	431,800
96	303,700	392,100	432,600
97	304,700	393,500	433,400
98	305,800	394,500	433,800
99	306,800	395,500	434,200
100	307,800	396,500	434,600
101	308,600	397,500	435,000
102	309,700	398,500	435,300
103	310,700	399,600	435,600
104	311,700	400,700	435,800
105	312,300	401,400	436,100
106	313,300	402,300	436,400
107	314,100	403,200	436,700
108	314,900	404,100	436,900
109	315,600	404,900	437,100
110	316,000	405,800	437,400
111	316,400	406,600	437,700
112	316,900	407,400	437,900
113	317,400	408,000	438,100
114	317,800	408,700	438,400
115	318,300	409,400	438,800
116	318,700	410,100	439,000
117	319,200	410,700	439,200
118	319,700	411,200	
119	320,100	411,600	
120	320,600	412,000	
121	321,100	412,300	
122	321,500	412,600	
123	322,000	412,900	
124	322,500	413,100	
125	323,100	413,300	
126	323,400	413,600	
127	323,700	413,900	
128	324,000	414,100	
129	324,200	414,300	
130	324,500	414,600	
131	324,800	414,900	
132	325,100	415,100	
133	325,300	415,300	
134	325,500	415,600	
135	325,700	415,900	
136	326,000	416,100	
137	326,300	416,300	
138	326,500	416,600	
139	326,800	416,900	
140	327,100	417,100	
141	327,300	417,300	
142	327,500	417,600	
143	327,800	417,900	
144	328,000	418,100	

	145	328,300	418,300			
	146	328,500				
	147	328,800				
	148	329,100				
	149	329,300				
	150	329,500				
	151	329,800				
	152	330,100				
	153	330,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		235,600	276,000	304,700	333,000	417,600

備考

- この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	265,300	347,400	407,900	475,800
	2	267,800	350,400	410,600	478,100
	3	270,200	353,200	413,100	480,400
	4	272,700	356,200	415,700	482,700
	5	274,800	358,700	418,100	484,900
	6	278,300	361,700	420,100	487,000
	7	281,800	364,700	421,900	489,200
	8	285,200	367,500	423,800	491,200
	9	288,800	369,600	425,600	493,100
	10	292,300	372,100	428,300	495,200
	11	295,900	374,800	430,800	497,300
	12	299,400	377,300	433,200	499,400
	13	302,900	380,000	435,400	501,500
	14	306,800	383,400	437,900	503,400
	15	310,700	386,400	440,000	505,500
	16	314,400	389,700	442,100	507,600
	17	318,000	392,700	444,100	509,500
	18	321,500	395,300	446,300	511,500
	19	325,000	397,800	448,500	513,500
	20	328,500	400,300	450,600	515,300
	21	332,100	402,900	452,000	517,100
	22	335,800	404,900	454,400	518,900

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	23	339,200	406,500	456,700	520,700
	24	342,500	408,100	458,900	522,600
	25	345,800	409,800	460,900	524,200
	26	348,300	412,000	463,200	526,000
	27	350,800	414,100	465,400	527,800
	28	353,100	416,100	467,700	529,600
	29	355,300	418,200	469,800	531,200
	30	357,000	420,300	472,000	533,000
	31	358,700	421,900	474,300	534,800
	32	360,500	423,600	476,400	536,600
	33	362,400	425,500	478,200	538,200
	34	364,600	427,000	480,400	540,000
	35	366,700	428,800	482,500	541,700
	36	368,700	430,600	484,500	543,400
	37	370,600	432,500	486,600	545,000
	38	372,800	434,500	488,300	546,600
	39	374,900	436,300	490,100	548,000
	40	376,900	438,200	491,900	549,600
	41	378,900	440,100	493,500	551,100
	42	379,600	441,800	495,300	552,500
	43	380,200	443,500	497,100	553,900
	44	380,900	445,300	498,700	555,200
	45	381,800	447,100	500,100	556,400
	46	383,100	448,900	501,800	557,400
	47	384,400	450,600	503,600	558,400
	48	385,700	452,300	505,300	559,400
	49	386,500	453,900	506,800	560,400
	50	387,300	455,600	508,100	561,300
	51	388,100	457,300	509,400	562,200
	52	388,600	459,000	510,700	563,100
	53	389,400	460,900	511,700	564,000
	54	390,200	462,100	513,000	564,900
	55	390,900	463,300	514,300	565,800
	56	391,600	464,500	515,600	566,700
	57	392,300	465,500	516,600	567,600
	58	393,200	466,500	517,400	568,500
	59	393,900	467,400	518,200	569,400
	60	394,500	468,200	519,000	570,100
	61	395,000	469,000	519,900	571,000
	62	395,500	469,700	520,700	571,900
	63	395,900	470,400	521,600	572,800
	64	396,300	471,000	522,500	573,700
	65	396,600	471,700	523,400	574,600
	66		472,400	524,300	
	67		473,000	525,000	
	68		473,600	525,900	
	69		473,900	526,800	
	70		474,500	527,600	
	71		475,200	528,500	
	72		475,900	529,400	
	73		476,300	530,200	

	74		476, 900	531, 100	
	75		477, 600	532, 000	
	76		478, 300	532, 700	
	77		478, 700	533, 500	
	78		479, 300	534, 400	
	79		479, 900	535, 300	
	80		480, 500	536, 200	
	81		481, 100	537, 000	
	82		481, 600	537, 900	
	83		482, 100	538, 800	
	84		482, 600	539, 700	
	85		483, 000	540, 500	
	86		483, 600	541, 400	
	87		484, 000	542, 300	
	88		484, 500	543, 200	
	89		485, 000	544, 000	
	90		485, 600		
	91		486, 200		
	92		486, 600		
	93		487, 100		
	94		487, 700		
	95		488, 300		
	96		488, 800		
	97		489, 300		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円
		298, 000	340, 500	395, 200	468, 500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	167, 600	203, 300	236, 700	259, 400	288, 100	331, 200	374, 300	439, 600
	2	169, 000	204, 900	238, 000	260, 500	289, 900	333, 200	376, 900	442, 200
	3	170, 400	206, 400	239, 300	261, 700	291, 900	335, 100	379, 500	444, 700
	4	171, 800	207, 800	240, 500	262, 800	293, 800	337, 000	382, 100	447, 300
	5	173, 100	209, 300	241, 700	264, 000	295, 600	338, 800	384, 400	449, 700
	6	174, 900	210, 500	242, 900	265, 200	297, 600	340, 800	387, 100	452, 200
	7	176, 600	211, 700	244, 000	266, 300	299, 400	342, 800	389, 700	454, 700
	8	178, 200	212, 900	245, 100	267, 300	301, 300	344, 800	392, 400	457, 200
	9	179, 800	214, 300	246, 000	268, 400	303, 100	346, 600	394, 500	459, 700
	10	181, 500	215, 800	247, 100	269, 100	304, 700	348, 700	396, 700	462, 100
	11	183, 100	217, 300	248, 400	269, 800	306, 200	350, 700	399, 000	464, 700
	12	185, 000	218, 800	249, 500	270, 600	307, 800	352, 700	401, 200	467, 100
	13	186, 400	220, 200	250, 800	271, 700	309, 500	354, 200	403, 200	469, 600
	14	188, 300	221, 700	252, 000	272, 700	311, 400	356, 300	405, 200	471, 100

	15	190,300	223,200	253,200	273,700	313,500	358,200	407,200	472,400
	16	192,100	224,700	254,400	274,800	315,300	360,200	409,200	473,700
	17	194,000	226,000	255,200	276,000	317,100	362,000	411,000	474,900
	18	195,200	227,300	256,400	277,500	319,000	364,000	412,900	476,200
	19	196,700	228,700	257,500	279,100	320,900	366,000	414,800	477,500
	20	198,100	230,100	258,600	280,700	322,700	367,900	416,600	478,800
	21	199,300	231,200	259,800	282,200	324,500	369,600	418,400	480,000
	22	200,800	232,300	260,600	283,800	326,400	371,600	420,000	481,400
	23	202,200	233,400	261,400	285,400	328,200	373,600	421,600	482,800
	24	203,500	234,500	262,200	287,000	330,100	375,600	423,100	484,000
	25	205,100	235,600	263,100	288,600	331,800	377,000	424,600	485,400
	26	206,100	236,800	264,100	290,100	333,700	378,800	425,900	486,700
	27	207,200	238,000	265,100	291,600	335,600	380,600	427,200	488,100
	28	208,300	239,100	266,100	293,200	337,400	382,300	428,500	489,500
	29	209,500	240,100	267,300	294,500	338,700	384,000	429,800	490,900
	30	210,600	241,400	268,800	296,000	340,500	385,500	431,000	492,000
	31	211,700	242,800	270,300	297,500	342,200	387,000	432,200	493,100
	32	212,800	244,000	271,700	299,000	344,000	388,500	433,300	494,200
	33	214,200	245,000	272,900	300,500	345,700	389,800	434,500	495,300
	34	215,500	246,300	274,500	302,100	347,500	391,100	435,700	496,200
	35	216,800	247,200	276,000	303,700	349,300	392,400	436,900	497,100
	36	218,000	248,400	277,500	305,300	351,100	393,500	438,100	498,000
	37	219,000	249,600	278,800	306,600	352,700	394,600	439,500	499,000
	38	220,000	250,700	280,200	308,200	354,400	395,700	440,300	
	39	221,000	251,700	281,500	309,700	356,100	396,900	440,700	
	40	222,000	252,700	282,800	311,200	357,700	398,000	441,400	
	41	222,900	253,600	283,900	312,800	358,900	398,800	441,900	
	42	223,700	254,400	285,300	314,500	360,000	399,600	442,300	
	43	224,500	255,200	286,700	316,100	361,200	400,400	442,700	
	44	225,400	256,000	288,000	317,600	362,400	401,200	443,100	
	45	226,300	256,800	289,300	318,500	363,400	401,600	443,500	
	46	227,200	258,000	290,900	319,900	364,200	402,200	443,900	
	47	228,100	259,200	292,400	321,400	365,200	402,700	444,300	
	48	229,000	260,300	293,800	323,000	366,300	403,100	444,600	
	49	229,800	261,600	295,000	324,400	367,300	403,500	444,900	
	50	230,700	262,900	296,500	325,700	368,300	403,800	445,300	
	51	231,600	264,000	297,800	326,900	369,300	404,100	445,600	
	52	232,400	265,000	299,300	328,100	370,200	404,400	445,900	
	53	232,700	266,000	300,600	329,100	371,000	404,700	446,200	
	54	233,500	267,100	302,000	330,100	371,800	405,000		
	55	234,100	268,200	303,400	331,100	372,700	405,300		
	56	234,800	269,300	304,700	332,000	373,500	405,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	235,400	270,000	305,700	332,500	374,000	405,900		
	58	236,000	271,100	306,900	333,400	374,800	406,200		
	59	236,500	272,300	308,100	334,200	375,600	406,500		
	60	237,000	273,200	309,500	335,100	376,400	406,900		
	61	237,600	274,000	310,800	335,800	376,800	407,100		
	62	238,100	275,000	312,000	336,100	377,500	407,400		
	63	238,600	275,900	313,300	336,600	378,200	407,700		
	64	239,200	276,800	314,500	337,200	378,800	408,000		
	65	239,700	277,600	315,800	337,800	379,200	408,200		

	66	240, 200	278, 600	316, 600	338, 500	379, 800			
	67	240, 800	279, 500	317, 300	339, 200	380, 500			
	68	241, 300	280, 400	318, 000	339, 800	381, 100			
	69	241, 800	281, 300	318, 600	340, 500	381, 500			
	70	242, 300	282, 300	319, 300	341, 000	382, 000			
	71	242, 700	283, 400	320, 000	341, 600	382, 500			
	72	243, 200	284, 400	320, 600	342, 200	383, 000			
	73	243, 700	285, 000	321, 200	342, 500	383, 600			
	74	244, 200	285, 500	321, 400	343, 100	384, 100			
	75	244, 700	286, 000	321, 900	343, 600	384, 700			
	76	245, 200	286, 800	322, 400	344, 100	385, 300			
	77	245, 500	287, 600	323, 000	344, 600	385, 800			
	78	245, 800	288, 200	323, 500	345, 100	386, 300			
	79	246, 100	288, 800	324, 000	345, 600	386, 800			
	80	246, 300	289, 300	324, 400	346, 000	387, 300			
	81	246, 500	289, 800	325, 000	346, 300	387, 600			
	82	246, 800	290, 300	325, 500	346, 600	388, 100			
	83	247, 100	290, 700	325, 900	347, 000	388, 500			
	84	247, 300	291, 000	326, 400	347, 300	388, 900			
	85	247, 500	291, 200	326, 900	347, 800	389, 300			
	86		291, 400	327, 300	348, 100				
	87		291, 600	327, 500	348, 400				
	88		291, 800	327, 800	348, 700				
	89		292, 200	328, 200	349, 100				
	90		292, 400	328, 600	349, 400				
	91		292, 600	329, 000	349, 800				
	92		292, 800	329, 400	350, 100				
	93		293, 200	329, 700	350, 500				
	94		293, 400	329, 900	350, 800				
	95		293, 600	330, 300	351, 100				
	96		293, 900	330, 600	351, 400				
	97		294, 200	330, 800	351, 700				
	98		294, 400	331, 100	352, 100				
	99		294, 600	331, 400	352, 500				
	100		294, 900	331, 700	352, 900				
	101		295, 200	331, 900	353, 400				
	102		295, 400	332, 200	353, 800				
	103		295, 600	332, 600	354, 200				
	104		295, 900	332, 800	354, 600				
	105		296, 200	333, 000	355, 200				
	106			333, 200					
	107			333, 600					
	108			333, 800					
	109			334, 000					
	110			334, 400					
	111			334, 800					
	112			335, 200					
	113			335, 400					
定年 前再 任用		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円

短時間勤務職員	190, 200	216, 800	245, 100	258, 500	283, 800	324, 700	367, 100	428, 900
---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	183, 900	211, 500	254, 200	273, 100	294, 500	333, 600	377, 000
	2	185, 300	213, 400	255, 600	274, 000	296, 000	335, 600	379, 600
	3	186, 800	215, 400	257, 100	274, 800	297, 600	337, 600	382, 300
	4	188, 300	217, 300	258, 500	275, 600	299, 200	339, 600	384, 900
	5	189, 800	219, 300	259, 700	276, 100	300, 500	341, 600	387, 100
	6	191, 300	221, 100	260, 500	277, 000	302, 200	343, 700	389, 300
	7	192, 800	222, 900	261, 300	277, 700	303, 800	345, 700	391, 600
	8	194, 300	224, 600	262, 000	278, 600	305, 400	347, 700	393, 900
	9	195, 500	226, 300	262, 700	279, 500	307, 000	349, 200	395, 800
	10	197, 200	227, 700	263, 400	280, 100	308, 400	351, 200	398, 000
	11	198, 800	229, 000	264, 200	281, 000	309, 600	353, 100	400, 200
	12	200, 300	230, 000	264, 900	281, 900	310, 900	355, 200	402, 400
	13	201, 700	231, 400	265, 700	282, 800	312, 100	357, 100	404, 300
	14	203, 700	232, 400	266, 600	283, 700	313, 800	359, 100	406, 300
	15	205, 800	233, 400	267, 400	284, 600	315, 400	361, 100	408, 400
	16	207, 800	234, 300	268, 300	285, 500	317, 000	363, 100	410, 400
	17	209, 800	235, 400	268, 800	286, 500	318, 500	365, 000	412, 400
	18	211, 800	236, 800	269, 600	287, 500	320, 000	367, 000	414, 600
	19	213, 900	238, 200	270, 400	288, 500	321, 500	369, 100	416, 800
	20	215, 900	239, 300	271, 200	289, 600	322, 900	371, 100	418, 900
	21	217, 800	240, 400	272, 000	290, 900	324, 300	372, 800	420, 800
	22	219, 500	242, 000	272, 700	292, 300	325, 700	374, 900	422, 700
	23	221, 200	243, 700	273, 400	293, 500	327, 200	377, 000	424, 500
	24	222, 900	245, 100	274, 200	294, 700	328, 600	379, 000	426, 400
	25	224, 200	246, 300	275, 000	295, 800	330, 000	380, 900	428, 100
	26	225, 500	247, 600	275, 700	297, 200	331, 400	382, 500	429, 700
	27	226, 600	249, 000	276, 500	298, 600	332, 800	384, 300	431, 400
	28	227, 600	250, 300	277, 300	300, 000	334, 200	386, 100	433, 000
	29	228, 700	251, 700	278, 300	301, 000	335, 300	387, 800	434, 300
	30	229, 500	252, 700	279, 400	302, 300	336, 800	389, 500	435, 600
	31	230, 400	253, 500	280, 800	303, 600	338, 200	391, 400	437, 200
	32	231, 100	254, 200	282, 000	304, 800	339, 700	393, 100	438, 800
	33	232, 200	255, 000	283, 200	306, 000	341, 200	394, 800	440, 500
	34	233, 400	255, 900	284, 500	307, 400	342, 700	396, 500	442, 100
	35	234, 500	256, 800	285, 600	308, 800	344, 200	398, 400	443, 500
	36	235, 500	257, 500	286, 800	310, 200	345, 700	400, 100	444, 900
	37	236, 500	258, 200	288, 200	311, 500	347, 300	401, 700	446, 000
	38	237, 800	259, 100	289, 300	312, 800	348, 900	403, 400	447, 300
	39	239, 100	260, 000	290, 400	314, 300	350, 400	405, 200	448, 600
	40	240, 300	260, 900	291, 400	315, 700	351, 900	407, 000	450, 000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	241, 100	261, 300	292, 400	317, 200	353, 100	408, 500	451, 000
	42	242, 100	262, 100	293, 600	318, 600	354, 600	410, 000	451, 700
	43	243, 100	262, 900	294, 800	320, 000	356, 200	411, 500	452, 500
	44	244, 100	263, 600	296, 000	321, 300	357, 600	412, 800	453, 100
	45	245, 100	264, 300	297, 100	322, 100	359, 000	413, 900	454, 000
	46	246, 100	265, 000	298, 400	323, 500	360, 000	415, 000	454, 700
	47	247, 000	265, 700	299, 700	324, 900	361, 400	416, 100	455, 500
	48	247, 800	266, 400	300, 900	326, 400	362, 700	417, 300	456, 300
	49	248, 600	267, 100	302, 000	327, 500	364, 000	418, 600	457, 000
	50	249, 500	267, 900	303, 200	328, 800	365, 400	419, 700	457, 700
	51	250, 400	268, 600	304, 400	330, 100	366, 700	420, 900	458, 400
	52	251, 200	269, 500	305, 700	331, 400	368, 000	422, 000	459, 200
	53	251, 800	270, 400	307, 100	332, 700	369, 500	423, 200	460, 000
	54	252, 700	271, 600	308, 400	334, 000	370, 700	424, 200	460, 800
	55	253, 600	272, 700	309, 700	335, 300	371, 800	425, 300	461, 500
	56	254, 400	273, 900	310, 900	336, 600	373, 000	426, 400	462, 200
	57	255, 100	275, 100	311, 700	337, 500	374, 100	427, 500	463, 000
	58	256, 000	276, 500	312, 900	338, 800	375, 000	428, 000	
	59	256, 600	277, 800	314, 200	340, 000	376, 000	428, 600	
	60	257, 400	279, 100	315, 600	341, 300	376, 900	429, 000	
	61	258, 100	280, 300	316, 700	342, 300	377, 500	429, 600	
	62	258, 800	281, 500	318, 000	343, 200	378, 300	430, 100	
	63	259, 500	282, 600	319, 200	344, 300	379, 100	430, 500	
	64	260, 200	283, 700	320, 400	345, 500	379, 900	431, 000	
	65	260, 800	284, 700	321, 600	346, 600	380, 600	431, 500	
	66	261, 500	285, 900	322, 900	347, 800	381, 300	431, 900	
	67	262, 100	287, 100	324, 100	349, 000	382, 100	432, 200	
	68	262, 700	288, 100	325, 300	350, 000	382, 800	432, 500	
	69	263, 300	289, 100	326, 000	351, 000	383, 400	432, 900	
	70	263, 900	290, 500	327, 100	352, 000	384, 000		
	71	264, 700	291, 800	328, 200	353, 100	384, 700		
	72	265, 500	293, 000	329, 100	354, 200	385, 300		
	73	266, 700	294, 000	330, 200	355, 100	386, 000		
	74	267, 800	295, 300	330, 900	356, 200	386, 500		
	75	268, 800	296, 500	332, 000	357, 300	387, 100		
	76	269, 800	297, 700	333, 100	358, 300	387, 600		
	77	270, 700	299, 000	334, 200	359, 000	388, 000		
	78	271, 700	300, 200	335, 400	359, 800	388, 600		
	79	272, 600	301, 400	336, 500	360, 600	389, 100		
	80	273, 500	302, 600	337, 600	361, 300	389, 400		
	81	274, 300	303, 100	338, 700	361, 900	389, 700		
	82	275, 200	304, 300	339, 800	362, 400	390, 200		
	83	276, 100	305, 400	340, 800	363, 000	390, 600		
	84	276, 700	306, 500	341, 900	363, 500	390, 900		
	85	277, 400	307, 600	342, 800	364, 100	391, 200		
	86	278, 100	308, 800	343, 800	364, 600	391, 700		
	87	278, 800	310, 000	344, 700	365, 200	392, 200		
	88	279, 500	311, 100	345, 700	365, 700	392, 600		
	89	280, 300	312, 200	346, 600	366, 100	392, 900		
	90	281, 100	313, 500	347, 400	366, 500	393, 300		
	91	281, 900	314, 700	348, 200	367, 100	393, 800		
	92	282, 700	315, 800	349, 000	367, 600	394, 200		

93	283,500	316,600	349,600	367,900	394,600		
94	284,500	317,300	350,200	368,400			
95	285,400	318,000	350,900	368,800			
96	286,300	318,600	351,500	369,100			
97	286,900	319,100	351,900	369,700			
98	287,500	319,400	352,300	370,200			
99	288,100	320,000	352,800	370,700			
100	289,000	320,600	353,200	371,200			
101	289,800	321,000	353,700	371,800			
102	290,600	321,600	354,100	372,300			
103	291,400	322,200	354,600	372,800			
104	292,200	322,700	355,100	373,200			
105	292,800	323,100	355,400	373,800			
106	293,300	323,600	355,900	374,300			
107	293,800	324,100	356,300	374,800			
108	294,200	324,600	356,600	375,300			
109	294,400	325,000	357,100	375,900			
110	294,700	325,400	357,600	376,300			
111	294,900	325,700	358,100	376,800			
112	295,200	326,000	358,600	377,300			
113	295,500	326,300	359,100	377,900			
114	295,700	326,700	359,600				
115	296,000	327,100	360,100				
116	296,200	327,400	360,500				
117	296,500	327,600	360,900				
118	296,800	327,900	361,300				
119	297,100	328,300	361,800				
120	297,400	328,500	362,300				
121	297,700	328,700	362,700				
122	298,100	329,000	363,200				
123	298,400	329,300	363,700				
124	298,800	329,600	364,200				
125	299,000	329,800	364,500				
126	299,200	330,100					
127	299,500	330,500					
128	299,900	330,700					
129	300,100	330,900					
130	300,400	331,100					
131	300,800	331,500					
132	301,200	331,700					
133	301,400	332,000					
134	301,700	332,400					
135	302,100	332,800					
136	302,400	333,200					
137	302,600	333,500					
138	302,900	333,900					
139	303,300	334,300					
140	303,600	334,700					
141	303,800	335,000					
142	304,200	335,400					
143	304,600	335,700					

	144	304,900	336,100					
	145	305,100	336,400					
	146	305,300	336,800					
	147	305,600	337,200					
	148	306,000	337,600					
	149	306,200	337,900					
	150	306,400	338,300					
	151	306,700	338,700					
	152	307,000	339,100					
	153	307,400	339,400					
	154	307,600						
	155	307,800						
	156	308,100						
	157	308,400						
	158	308,700						
	159	309,000						
	160	309,300						
	161	309,700						
	162	310,000						
	163	310,300						
	164	310,600						
	165	311,000						
	166	311,300						
	167	311,600						
	168	311,900						
	169	312,300						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		236,700	257,000	264,200	274,500	290,800	328,100	372,700

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11

号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項及び第30条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 会計年度任用職員給料表（第3条関係）

職の 種別	行政職	教育職	医療職 (1)	医療職(2)		医療職(3)	
職務 の級	1級	1級	1級	1級	2級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	162,500	177,600	265,300	167,600	203,300	183,900	211,500
2	163,600	179,100	267,800	169,000	204,900	185,300	213,400
3	164,800	180,700	270,200	170,400	206,400	186,800	215,400
4	165,900	182,200	272,700	171,800	207,800	188,300	217,300
5	167,000	183,800	274,800	173,100	209,300	189,800	219,300
6	168,100	185,700	278,300	174,900	210,500	191,300	221,100
7	169,200	187,500	281,800	176,600	211,700	192,800	222,900
8	170,300	189,500	285,200	178,200	212,900	194,300	224,600
9	171,300	191,200	288,800	179,800	214,300	195,500	226,300
10	172,700	193,300	292,300	181,500	215,800	197,200	227,700
11	174,000	195,300	295,900	183,100	217,300	198,800	229,000
12	175,300	197,300	299,400	185,000	218,800	200,300	230,000
13	176,500	199,300	302,900	186,400	220,200	201,700	231,400
14	178,000	201,400	306,800	188,300	221,700	203,700	232,400
15	179,500	203,500	310,700	190,300	223,200	205,800	233,400
16	181,100	205,600	314,400	192,100	224,700	207,800	234,300
17	182,200	207,800	318,000	194,000	226,000	209,800	235,400
18	183,600	209,900	321,500	195,200	227,300	211,800	236,800
19	185,000	212,100	325,000	196,700	228,700	213,900	238,200
20	186,400	214,000	328,500	198,100	230,100	215,900	239,300
21	187,700	216,200	332,100	199,300	231,200	217,800	240,400
22	190,100	217,800	335,800	200,800	232,300	219,500	242,000
23	192,300	219,300	339,200	202,200	233,400	221,200	243,700
24	194,500	220,800	342,500	203,500	234,500	222,900	245,100
25	196,700	222,300	345,800	205,100	235,600	224,200	246,300
26	198,400	223,500	348,300	206,100	236,800	225,500	247,600
27	199,900	224,700	350,800	207,200	238,000	226,600	249,000
28	201,400	226,000	353,100	208,300	239,100	227,600	250,300
29	202,900	227,300	355,300	209,500	240,100	228,700	251,700
30	204,300	228,800	357,000	210,600	241,400	229,500	252,700
31	205,700	230,500	358,700	211,700	242,800	230,400	253,500
32	207,100	231,900	360,500	212,800	244,000	231,100	254,200
33	208,500	233,300	362,400	214,200	245,000	232,200	255,000
34	209,800	235,000	364,600	215,500	246,300	233,400	255,900
35	211,100	236,800	366,700	216,800	247,200	234,500	256,800
36	212,400	238,300	368,700	218,000	248,400	235,500	257,500

37	213, 700	239, 700	370, 600	219, 000	249, 600	236, 500	258, 200
38	214, 900	241, 200	372, 800	220, 000	250, 700	237, 800	259, 100
39	216, 100	242, 700	374, 900	221, 000	251, 700	239, 100	260, 000
40	217, 200	244, 200	376, 900	222, 000	252, 700	240, 300	260, 900
41	218, 300	245, 600	378, 900	222, 900	253, 600	241, 100	261, 300
42	219, 400	246, 900	379, 600	223, 700	254, 400	242, 100	262, 100
43	220, 400	248, 100	380, 200	224, 500	255, 200	243, 100	262, 900
44	221, 400	249, 200	380, 900	225, 400	256, 000	244, 100	263, 600
45	222, 300	250, 300	381, 800	226, 300	256, 800	245, 100	264, 300
46	223, 200	251, 500	383, 100	227, 200	258, 000	246, 100	265, 000
47	224, 100	252, 700	384, 400	228, 100	259, 200	247, 000	265, 700
48	225, 000	253, 700	385, 700	229, 000	260, 300	247, 800	266, 400
49	225, 900	254, 800	386, 500	229, 800	261, 600	248, 600	267, 100
50	226, 800	256, 100	387, 300	230, 700	262, 900	249, 500	267, 900
51	227, 700	257, 300	388, 100	231, 600	264, 000	250, 400	268, 600
52	228, 600	258, 600	388, 600	232, 400	265, 000	251, 200	269, 500
53	229, 400	259, 700	389, 400	232, 700	266, 000	251, 800	270, 400
54	230, 400	260, 900	390, 200	233, 500	267, 100	252, 700	271, 600
55	231, 300	262, 200	390, 900	234, 100	268, 200	253, 600	272, 700
56	232, 100	263, 200	391, 600	234, 800	269, 300	254, 400	273, 900
57	232, 400	264, 300	392, 300	235, 400	270, 000	255, 100	275, 100
58	233, 200	265, 000	393, 200	236, 000	271, 100	256, 000	276, 500
59	233, 900	266, 000	393, 900	236, 500	272, 300	256, 600	277, 800
60	234, 500	267, 000	394, 500	237, 000	273, 200	257, 400	279, 100
61	235, 100	267, 900	395, 000	237, 600	274, 000	258, 100	280, 300
62	235, 800	268, 700	395, 500	238, 100	275, 000	258, 800	281, 500
63	236, 400	269, 500	395, 900	238, 600	275, 900	259, 500	282, 600
64	236, 900	270, 300	396, 300	239, 200	276, 800	260, 200	283, 700
65	237, 400	271, 400	396, 600	239, 700	277, 600	260, 800	284, 700
66	237, 900	272, 800		240, 200	278, 600	261, 500	285, 900
67	238, 400	274, 100		240, 800	279, 500	262, 100	287, 100
68	239, 000	275, 400		241, 300	280, 400	262, 700	288, 100
69	239, 500	276, 600		241, 800	281, 300	263, 300	289, 100
70	240, 000	277, 800		242, 300	282, 300	263, 900	290, 500
71	240, 500	279, 000		242, 700	283, 400	264, 700	291, 800
72	241, 000	280, 200		243, 200	284, 400	265, 500	293, 000
73	241, 500	281, 200		243, 700	285, 000	266, 700	294, 000
74	242, 000	282, 200		244, 200	285, 500	267, 800	295, 300
75	242, 400	283, 200		244, 700	286, 000	268, 800	296, 500
76	242, 900	284, 100		245, 200	286, 800	269, 800	297, 700
77	243, 400	285, 000		245, 500	287, 600	270, 700	299, 000
78	243, 900	285, 900		245, 800	288, 200	271, 700	300, 200
79	244, 400	286, 800		246, 100	288, 800	272, 600	301, 400
80	244, 900	287, 700		246, 300	289, 300	273, 500	302, 600
81	245, 300	288, 500		246, 500	289, 800	274, 300	303, 100
82	245, 800	289, 600		246, 800	290, 300	275, 200	304, 300
83	246, 200	290, 600		247, 100	290, 700	276, 100	305, 400
84	246, 600	291, 600		247, 300	291, 000	276, 700	306, 500

85	247, 000	292, 600	247, 500	291, 200	277, 400	307, 600
86	247, 400	293, 600		291, 400	278, 100	308, 800
87	247, 800	294, 600		291, 600	278, 800	310, 000
88	248, 200	295, 600		291, 800	279, 500	311, 100
89	248, 600	296, 700		292, 200	280, 300	312, 200
90	249, 100	297, 800		292, 400	281, 100	313, 500
91	249, 400	298, 900		292, 600	281, 900	314, 700
92	249, 700	299, 900		292, 800	282, 700	315, 800
93	250, 000	300, 400		293, 200	283, 500	316, 600
94		301, 400		293, 400	284, 500	317, 300
95		302, 500		293, 600	285, 400	318, 000
96		303, 700		293, 900	286, 300	318, 600
97		304, 700		294, 200	286, 900	319, 100
98		305, 800		294, 400	287, 500	319, 400
99		306, 800		294, 600	288, 100	320, 000
100		307, 800		294, 900	289, 000	320, 600
101		308, 600	247, 500	295, 200	289, 800	321, 000
102		309, 700		295, 400	290, 600	321, 600
103		310, 700		295, 600	291, 400	322, 200
104		311, 700		295, 900	292, 200	322, 700
105		312, 300		296, 200	292, 800	323, 100
106		313, 300			293, 300	323, 600
107		314, 100			293, 800	324, 100
108		314, 900			294, 200	324, 600
109		315, 600			294, 400	325, 000
110		316, 000			294, 700	325, 400
111		316, 400			294, 900	325, 700
112		316, 900			295, 200	326, 000
113		317, 400			295, 500	326, 300
114		317, 800			295, 700	326, 700
115		318, 300			296, 000	327, 100
116		318, 700			296, 200	327, 400
117		319, 200	247, 500		296, 500	327, 600
118		319, 700			296, 800	327, 900
119		320, 100			297, 100	328, 300
120		320, 600			297, 400	328, 500
121		321, 100			297, 700	328, 700
122		321, 500			298, 100	329, 000
123		322, 000			298, 400	329, 300
124		322, 500			298, 800	329, 600
125		323, 100			299, 000	329, 800
126		323, 400			299, 200	330, 100
127		323, 700			299, 500	330, 500
128		324, 000			299, 900	330, 700
129		324, 200			300, 100	330, 900
130		324, 500			300, 400	331, 100
131		324, 800			300, 800	331, 500
132		325, 100			301, 200	331, 700

133	325,300			301,400	332,000
134	325,500			301,700	332,400
135	325,700			302,100	332,800
136	326,000			302,400	333,200
137	326,300			302,600	333,500
138	326,500			302,900	333,900
139	326,800			303,300	334,300
140	327,100			303,600	334,700
141	327,300			303,800	335,000
142	327,500			304,200	335,400
143	327,800			304,600	335,700
144	328,000			304,900	336,100
145	328,300			305,100	336,400
146	328,500			305,300	336,800
147	328,800			305,600	337,200
148	329,100			306,000	337,600
149	329,300			306,200	337,900
150	329,500			306,400	338,300
151	329,800			306,700	338,700
152	330,100			307,000	339,100
153	330,300			307,400	339,400
154				307,600	
155				307,800	
156				308,100	
157				308,400	
158				308,700	
159				309,000	
160				309,300	
161				309,700	
162				310,000	
163				310,300	
164				310,600	
165				311,000	
166				311,300	
167				311,600	
168				311,900	
169				312,300	

備考

- 1 この表及び別表第2において「行政職」とは、他の職の種別に属さない全てのフルタイム会計年度任用職員をいう。ただし、第33条及び第34条に規定する職員を除く。
- 2 この表及び別表第2において「教育職」とは、金沢市立工業高等学校に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手その他これらに準ずる業務に従事するものをいう。
- 3 この表及び別表第2において「医療職(1)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、医師及び歯科医師であるものをいう。
- 4 この表及び別表第2において「医療職(2)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、薬剤師、栄養士その他市長が定めるものをいう。
- 5 この表及び別表第2において「医療職(3)」とは、保健所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員で、保健師、看護師その他市長が定めるものをいう。

第4条 金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改

正する。

第16条第1項及び第30条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中職員の給与に関する条例第3条、第23条の4の3の見出し、同条第1項及び第2項並びに第27条の改正規定 公布の日

(2) 第2条及び第4条の規定 令和6年4月1日

2 第1条の規定（前項第1号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次条において「改正後の職員給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

3 第3条の規定による改正後の金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項及び次項並びに次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の会計年度任用職員給与条例第16条第1項及び第30条第1項の規定は、同年12月1日から適用する。

4 前項本文の規定にかかわらず、市長が別に定める会計年度任用職員については、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与条例の規定及び改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与条例の規定及び改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提案の趣旨

国家公務員等の給与改定の例に準じて、本市職員の給与を改定するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第45号

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第16条第1項後段を削り、同条第2項中「及び第30条」を「、次条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項並びに第30条の2第2項及び第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内におけるフルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度中の任期の定め合計が6月以上に至った日以後において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日までフルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに

限る。)との合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員を第1項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第30条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、「第21条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の130」と、同条第4項」を「第21条第4項」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 給与条例第22条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日をいう。以下この項において同じ。）現在においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき基本報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。以下この項において同じ。）の額（月額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内におけるフルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度中の任期の定め合計が6月以上に至った日以後において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日までフルタイム会計年度任用職員又はパートタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員を第1項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第33条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「職員（」の次に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案の趣旨

地方自治法の一部改正等に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給する。

議案第46号

金沢市地方競馬実施条例の一部改正について

金沢市地方競馬実施条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市地方競馬実施条例の一部を改正する条例

金沢市地方競馬実施条例（昭和52年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和29年農林省令第55号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、省令第56条第4項に規定する地方競馬と中央競馬の交流による競走に出走する中央馬（日本中央競馬会が行う馬の登録を受けている馬をいう。）に係る出走申込手数料及び騎乗申込手数料にあっては、この限りでない。

第5条中「競馬場への」を削り、「退去」を「入場者に対して場外への退去」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

提案の趣旨

地方競馬と中央競馬の交流による競走の活性化及び事務負担の軽減を図るため、当該交流による競走に係る出走申込手数料等を廃止する。

議案第47号

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「又は第2号」を「又は同条第2号」に改める。

第37条第3項中「第6条第2項中」の次に「「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正等に伴い、関係規定を改正する。

議案第48号

金沢市国民健康保険条例の一部改正について

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の3中「及び第31条の3」を「、第31条の3第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第31条の4第1項、第2項、第5項及び第6項」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第22条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第26条の6の2中「及び第31条の3」を「、第31条の3第3項において準用する同条第1項及び第2項、同条第6項において準用する同条第4項及び第5項、第31条の4第3項において準用する同条第1項及び第2項並びに同条第7項において準用する同条第5項及び第6項」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第26条の7中「まで」の次に「、第31条の4第4項において準用する同条第1項及び第2項並びに同条第8項において準用する同条第5項及び第6項」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第30条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「に定める額若しくは同条第5項若しくは第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「（同条第5項又は第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第31条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する第26条若しくは第26条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5

を乗じて得た額、第31条の3第4項第1号（同条第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第31条の4第1項各号（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に改め、同条第2項中「若しくは同条第5項若しくは第6項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第31条の3第1項に規定する第26条若しくは第26条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第31条の3第4項第1号に定める額、第31条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第31条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第31条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第31条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第21条又は第26条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする（第5項に規定する場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（令第29条の7第5項第9号に規定する厚生労働省令で定める場合には、出産の日。第32条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第26条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替え

るものとする。

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第21条又は第26条の2」とあるのは「第26条の6の3又は第26条の6の6」と、「650,000円」とあるのは「200,000円」と、前項中「第26条第2項」とあるのは「第26条の6の5第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第21条又は第26条の2」とあるのは「第26条の9」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第26条第2項」とあるのは「第26条の11第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第31条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第21条又は第26条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第31条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第26条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第21条又は第26条の2」とあるのは「第26条の6の3又は第26条の6の6」と、「650,000

円」とあるのは「200,000円」と、前項中「第26条第2項」とあるのは「第26条の6の5第2項」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第21条又は第26条の2」とあるのは「第26条の9」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第26条第2項」とあるのは「第26条の11第2項」と読み替えるものとする。

第32条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第32条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第31条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案の趣旨

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者に係る保険料について、所得割額及び被保険者均等割額の減額に関する規定の整備をするほか、地方税法の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第49号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

79	弥生3丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画弥生3丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	-----------------	---

別表第2に次の1号を加える。

79 弥生3丁目地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
業務地区	用途の制限	(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 葬儀場 (3) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル

	壁面の位置 の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、公園、水路、管理用通路若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。 2 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分という。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。
	垣又は柵の 構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同じ。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
一般住宅 地区	用途の制限	(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 公衆浴場 (3) 危険物（消防法別表第1第4類の項の品名欄に掲げる物品（同項の性質欄に掲げる性状を有するものに限る。）で、同法第9条の4第1項に規定する指定数量の

		5分の1未満のものを除く。)の貯蔵又は処理に供するもの (4) 葬儀場 (5) 風営法第2条第1項第2号及び第3号に掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。 2 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）

別表第3に次のように加える。

23	弥生3丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画弥生3丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画
----	-----------------	---

		が定められている区域
--	--	------------

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

提案の趣旨

新たに都市計画の決定をした地区計画の区域内における建築物等の制限に関し、必要な事項を定める。

議案第50号

金沢市都市像の策定について

本市が目指すべき将来像と基本方針を掲げた金沢市都市像を次のとおり定める。

令和5年12月1日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市都市像「未来を^{ひら}く世界の共創文化都市・金沢」

1 趣旨

国際社会は、今、不確かで予見が難しい時代にあります。グローバル化・ボーダーレス化は、諸問題を複雑化させており、さらに地球規模での気候変動や平和秩序の低下は、国際社会の様々な矛盾を顕在化させています。

我が国にあっては、国際社会と連関した問題の解決がより難しくなっているほか、人口減少や少子高齢化、東京一極集中など、固有の問題が依然として大きく横たわっており、その解決への道筋は、いまだ不透明な状況にあります。

他方、国内外の影響を受けながらも、都市自治体は、国家間の対立や制約からは一線を画し、視座を世界に据えれば、「ユネスコ創造都市ネットワーク」や「東アジア文化都市」にみられるように、国際舞台において自らの個性や価値を主張することができます。また、各国からの旅行者が東京や京都のみならず、地方都市にも多く来訪している実状に鑑みれば、人々は既に国ではなく、都市を選んでいると言っても過言ではありません。

このような時代だからこそ、希^{けう}有な歴史を有し、独自の発展を遂げてきた金沢が新たな高みへと飛躍するため、市政を取り巻く環境の変化を踏まえ、20年先、30年先の将来をも見据えつつ、おおむね10年後の令和16（2034）年を目標年次とする新たなまちづくりの指針として、金沢市都市像を策定するものです。

なお、本市では、昭和60（1985）年に「金沢市基本構想」を策定し、これを市政運営における最上位の基本理念として継承してきました。ここに掲げられた「市民主体」、「豊かな人間環境の構築」及び「国際的文化産業都市」の三つの理念は、金沢の歴史や個性、価値観などを礎とした普遍的な考え方であり、引き続き、継承していきます。

2 市政を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

我が国では、世界に類を見ない速度で人口減少・少子高齢化が進展しています。本市においても、国全体の動向に追随する形で推移しており、公共施設の統合や公共交通網の再編、これに伴う地域活力の低下が懸念されるほか、地域経済をはじめ、福祉、教育、地域コミュニティなど、あらゆる分野で、担い手不足などの課題が顕在化しています。

(2) 新型コロナウイルス感染症による変化

新型コロナウイルス感染症は、デジタル分野における急速な技術革新を背景に、人々の価値観や行動を大きく変化させました。働き方や住まい方の多様化が進み、多地域居住や地方移住への関心が高まったほか、電子商取引をはじめ様々な場面でデジタルやオンラインの活用が進んでいます。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、心と身体健康が求められる時代にあつて、多様性を認め合い、あらゆる人々が心豊かに幸せを感じられる社会を実現するとともに、脱炭素社会への移行に向けた取組を進める必要性が高まっています。

(4) 北陸新幹線延伸の好機と都市間競争の激化

北陸新幹線の敦賀延伸を「第二の開業」と位置付け、交流人口の拡大に取り組むことはもとより、これを好機と捉え金沢の拠点性を高めるなど、大阪までの全線開業をも見据えた対応が求められています。

また、東京一極集中の是正に向けて、地方都市の存在理由・成長が求められる時代にあつて、都市間競争が激しさを増す中、日本海国土軸における主要都市である金沢は、そのリーダーとしての役割が期待されています。

(5) 安全・安心な都市の構築

気候変動の影響による局地的な豪雨や頻発する地震など、自然災害への備えが国家的な課題となっています。本市においても、防災・減災機能の強化とともに、地域との協働による減災体制の強化が重要です。

3 目指すべき将来像

「未来を拓く^{ひろ}世界の共創文化都市・金沢」 ～すべての人々と共に、心豊かで活力ある未来を創る～

金沢の個性は「文化」にあります。藩政時代より本市固有の歴史に培われてきた「芸能」、「工芸」、「食」などの伝統文化が、先人たちの不断の努力により磨き高められながら連綿と継承されてきました。また、革新の息吹が吹き込まれ、独自の展開を見ている文化芸術もあります。近年、「スポーツ」や「建築」、「木」などを価値付けすることで、新たな文化として市民とともに育てています。

他方、「文化」は「年月を経て形成される、人と暮らしに関わるすべてのもの」と広く捉えることができます。このような文化の本質に鑑みると、まちや市民が培ってきた規範や精神性も、金沢の「文化」と言えます。

金沢のまちは、豊かな自然や風土とともに、街路や用水、歴史遺産などの都市景観、すなわち文化的景観の保全により、良好な雰囲気醸し出されています。そのことは、「保全と開発の調和」という、まちづくりの規範にもつながっており、「まちづくりの文化」とも言えます。また、いわゆる「金沢方式」もその現れです。善隣館や義勇消防を起源とする地域コミュニティの連帯に、公私協働を重んじる市民の精神性が見られます。「金沢しぐさ」と称される所作や言葉などにも、それは息づいており、そこには、風流さや奥ゆかしさ、相手を思いやる気持ちとともに、格式を重んじるこだわりが体現されています。

金沢に「住む人」の多くは、それらを自らのアイデンティティの源として、誇りと愛着を感じてきました。また、金沢に「訪れる人」の多くは、「文化」の奥深さを体感し、良好な雰囲気が醸し出されるまちのたたずまいを感じ取ることができます。これらを総合したとき、このような広義の「文化」こそが、世界にも通用する「金沢らしさ」の源泉と言えます。この個性を、将来にわたって継承するとともに、そこに住むすべての人にとって共通の拠り所として、市民生活や経済活動のみならず、福祉、環境、教育などの各般に、より一層身近なものとして生かしていく必要があります。すなわち、「魅力づくり」では、誰もが文化芸術に親しむことができる環境の充実や、ほんものの文化の魅力発信による都市ブランド力の向上などに取り組むほか、「暮らしづくり」では、地域への誇りと愛着の醸成や心身の健康増進などに、「人づくり」では、次代の担い手育成や豊かな心と創造力を育む情操教育などに、「仕事づくり」では、産業との融合による新たな価値の創造などに、「都市づくり」では、魅力あふれる中心市街地の活性化や品格ある都市景観の形成などに広く「文化」を生かし、文化都市の名にふさわしいまちの礎を確立します。

また、金沢が革新の息吹を取り入れながら、様々な時代を乗り越えて発展してきたように、不確かで予見が難しい現代にあっては、今に息づく「文化」を基軸に、多様であることや柔軟であることにも価値を求め、常に新たな風を加えることも大切です。そのため、高等教育機関の知見をはじめ、若い世代や民間事業者、移住者など、地域に関わる多様な人々の視点や活力を取り入れるとともに、あらゆる分野において、誰一人取り残さない金沢独自の取組を探究し、これを「新たなまちづくりの文化」へと昇華させることで、しなやかに、心豊かで活力ある未来の金沢を、すべての人々と共に創りあげていきます。

4 基本方針

目指すべき将来像の実現に向けて、「本市の文化を強みに多様な分野への活用」、「若い世代や民間事業者、移住者など、地域に関わる多様な人々の視点や活力の活用」及び「あらゆる分野におけるデジタル化の推進」の三つを、以下に掲げる分野ごとの基本方針における横断的な共通の視点とします。

基本方針1 世界に誇る伝統と創造の文化が息づくまち ～魅力づくり～

(1) 誰もが文化芸術に親しむことができる環境の充実

文化芸術に触れる機会の充実、デジタル技術を生かした文化の共有、文化芸術に携わる多様な主体の活動支援、文化芸術・スポーツの活動基盤の整備と利用促進などに取り組みます。

(2) 歴史と伝統に培われた文化の継承・発展

伝統文化の担い手・支え手の育成、金澤町家や用水など伝統あるまちなみの継承・向上、文化財・歴史遺産を生かした魅力の向上などに取り組みます。

(3) まちの品格を高める新たな文化の創造

歴史と伝統に根差した質の高い文化のさらなる魅力創造、仕事・学び・暮らしの中で文化を身近に感じ教養を高める環境の創出、スポーツ文化・建築文化・木の文化など多様な文化の振興などに取り組みます。

(4) 世界の人々が憧れ滞在したくなる都市ブランド力の向上

住む人と訪れる人がまちの価値を共有し共に高めていく機会の充実、歴史と伝統に裏打ちされたほんものの魅力の創造・発信による文化観光の推進、世界が認める食文化と金沢クラフトの発信、来街者の満足度を高める受入環境の充実・強化と交流の促進などに取り組みます。

基本方針 2 多様な人々が共生し、心豊かに暮らせるまち ～暮らしづくり～

(1) 多様な主体の協働による元気で活力あふれる地域コミュニティの醸成

民間事業者や学生など多様な主体の活躍と世代間の連携による地域コミュニティの活性化、地域への誇りや愛着を醸成する地域活動への参加促進、持続可能なコミュニティを支える基盤の強化などに取り組みます。

(2) 誰もが安心して共に暮らせる地域社会の実現

豊かな福祉コミュニティの継承と福祉意識の高揚、人と人・人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進、年齢や性別・障害の有無・国籍などに関わりなく多様性を認め合う共生社会の実現、デジタル技術の活用による福祉サービスの充実・強化などに取り組みます。

(3) 心身ともに健やかに暮らせる健康都市の推進

未病対策の推進と健康を守る環境の整備、医療体制の充実と健康危機管理体制の強化、文化芸術・スポーツ活動を通じた健康増進などに取り組みます。

(4) 人と自然が共生する地球にやさしい生活環境の形成

ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素化の推進、ごみの減量と資源循環の推進、自然環境の保全と次世代への継承などに取り組みます。

基本方針 3 共に学び、未来を創る人を育むまち ～人づくり～

(1) 妊娠・出産から子どもの成長に合わせた切れ目のない支援

地域・各種団体・企業等との連携・協力による子育て環境の充実、すべての子どもの健やかな成長の支援、教育・福祉の連携による総合支援体制の強化などに取り組みます。

(2) すべての子どもの可能性を引き出し生きる力を育む教育の実践

特色ある教育モデルの構築と実践、誰一人取り残さない子どもの学びへの支援、魅力ある教育施設の整備と学習環境の充実などに取り組みます。

(3) 学都の強みを生かした次代の担い手育成

学生のまちへの愛着の醸成、未来を担う若い世代の社会参画の促進、高等教育機関との連携による人材の輩出と学術活動に資する基盤・施設整備などに取り組みます。

(4) 学びの文化の形成と情操教育の推進

地域の歴史・文化を学ぶ機会の充実、生涯を通じて学び続ける環境の整備、文

化芸術体験による豊かな心と創造力の育成などに取り組みます。

基本方針4 創造・変革により成長するまち ～仕事づくり～

(1) 地域経済をけん引する新たな産業の創出・育成

D X・G Xの推進と文化・産業の融合による産業活性化、産学官金の連携による付加価値の高い産業の創出、起業などに挑戦する学生・若い世代・女性等への支援の充実、金沢発のイノベーションを誘発する企業・クリエイターの誘致などに取り組みます。

(2) あらゆる世代の多様な人材の活躍と働き方の推進

誰もが活躍でき働きがいを感じられる環境の実現、高度な専門知識と技能を有する人材の育成とグローバル化への対応強化、デジタル人材の育成や技能の学び直しによる企業の生産性向上などに取り組みます。

(3) にぎわいのある商業環境の形成とものづくり産業の継承・発展

社会の要請や住民ニーズに即した多角的な商店街機能の構築、次代を担う産業人材の育成・確保と事業承継への支援、世界を意識した戦略的な市場開拓への支援、金沢の個性である伝統工芸品産業の継承と振興への支援などに取り組みます。

(4) 次代につなぐ魅力ある農林水産業の振興

多様な担い手の育成・確保と経営基盤の強化、先端技術の活用による生産技術の継承・向上、地元農水産物のブランド力向上と金沢産材の普及促進、豊かな食文化を支える物流環境の整備などに取り組みます。

基本方針5 活力と個性があふれ、安全で持続可能なまち ～都市づくり～

(1) 魅力あふれる中心市街地の活性化

骨格となる都心軸の再興、多様な文化活動と地域経済が循環する中心市街地の形成、居心地よく過ごせる空間の創出と魅力ある歩行環境の整備、老朽ビルの更新や再開発などによるまちなかの価値向上などに取り組みます。

(2) 歴史や自然と調和した都市景観の形成

歴史に培われた景観の保全と創出、無電柱化による良好な景観形成、市民との協働による緑の資産の保全・継承などに取り組みます。

(3) 人と活力の還流による地域の再生

移住・定住の促進や関係人口の拡大による地域活性化、外部人材の誘致・活用と地域を担うリーダーの育成、田園・中山間地域における交流拠点の形成などに

取り組めます。

(4) 市民生活を支える交通ネットワークの確保

快適で安全な交通利用環境の向上と交通機能の連携強化、公共交通の利用促進と交通行動の転換、人流・物流の円滑化・安定化に向けた広域交通基盤の充実などに取り組めます。

(5) 災害に強く効率的で質の高い都市運営の実践

地域との協働による安全・安心の確保、都市防災機能の向上と快適な生活環境の形成、都市施設の再編と跡地等の有効活用、デジタル技術の活用や広域連携の強化による行政サービスの充実などに取り組めます。

議案第51号

工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

大浦千木町線千田高架橋新設工事（海側上部工）について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

工 事 名	金 額	工 事 場 所	契 約 者
大 浦 千 木 町 線 千田高架橋新設工事 （ 海 側 上 部 工 ）	1,232,000,000円	金 沢 市 千 田 町、 木 越 町 地 内	白山市福留町555番地 株式会社 北都鉄工 代表取締役 小池田 康秀

議案第52号

財 産 の 取 得 に つ い て

金沢市西部共同調理場学校給食用機器として、次のとおり財産を取得する。

令 和 5 年 1 2 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

取 得 す る 財 産	取 得 す る 予 定 価 格	契 約 の 相 手 方
学校給食用洗浄システム機器	59,400,000円	金沢市広岡2丁目1番27号 松村物産株式会社 代表取締役 松村 俊一

議案第53号

財 産 の 取 得 に つ い て

教育・福祉施設用地として、次のとおり財産を取得する。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

取 得 す る 財 産	取 得 す る 予 定 価 格	契 約 の 相 手 方
金沢市有松 2 丁目地内 宅地 8,967㎡以内	699,400,000円以内	東京都千代田区九段南1丁目1番10号 国家公務員共済組合連合会 理事長 松元 崇

議案第54号

町及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町及び字の区域を変更する。

令和5年12月1日提出

金沢市長 村山 卓

変更後の町及び字		左の区域に変更される従前の区域		
町	字	町	字	地番
末町	貳拾六字	蓮花町	ワ	1の1、3の1、6、12、16の3、17

区域内に介在する道路、水路等の国有地の全部を含む。

議案第55号

市 道 の 路 線 認 定 に つ い て

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令 和 5 年 1 2 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

路 線 名			起 点 及 び 終 点						重要な 経過地
安 工 業 団 地	原 13 号	打	木	町	東	2021 番	先から		
	線 32 号	打	木	町	東	2022 番	先まで		
安 工 業 団 地	原 13 号	打	木	町	東	2023 番	先から		
	線 33 号	打	木	町	東	2025 番	先まで		
大 木 曳 野 北	徳 47 号	桂		町	ハ	41 番	1 先から		
	線 13 号	桂		町	ハ	17 番	3 先まで		
押 森 戸 2 丁 目	野 11 号	森 戸 2 丁 目				177 番	4 先から		
	線 12 号	森 戸 2 丁 目				177 番	7 先まで		
三 米 泉 町 4 丁 目	馬 4 号	米 泉 町 4 丁 目				1 番	46 先から		
	線 11 号	米 泉 町 4 丁 目				1 番	51 先まで		
小 小 坂 町 西	坂 50 号	小 坂		町	北	12 番	3 先から		
	線 46 号	小 坂		町	北	12 番	6 先まで		
森 南 森 本 町	本 44 号	南 森 本 町			ル	131 番	11 先から		
	線 48 号	南 森 本 町			ル	178 番	4 先まで		

議案第56号

河川の指定に関する意見について

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第4項の規定に基づき石川県知事から意見を求められた
次のことについて、異議がない旨の意見を述べる。

令和5年12月1日提出

金沢市長 村山 卓

大野川水系に係る河川について、次のとおり二級河川を指定すること。

区 分	名 称	区 間	
		上 流 端	下 流 端
指 定	大徳川放水路	左岸 金沢市畝田西3丁目631番地先 大徳川分派点 右岸 金沢市畝田西3丁目642番地先 大徳川分派点	新大徳川合流点

報告第31号

専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので報告する。

令 和 5 年 1 2 月 1 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

専 決 番 号 及 び 専 決 日	理 由	賠 償 す る 相 手 方	金 額	左のうち保険で 補填される金額
令和5年度第17号 令和5年10月5日	奥卯辰山墓地 公園の倒木 による事故		286,000円	286,000円
令和5年度第18号 令和5年10月10日	市所有自動車 に よ る 交 通 事 故		1,328,525円	1,328,525円
令和5年度第19号 令和5年11月6日	金 沢 市 立 泉 野 図 書 館 における事故		15,444円	15,444円
令和5年度第20号 令和5年11月8日	市所有自動車 に よ る 交 通 事 故		51,700円	51,700円